

税金は納期内に納めましょう！

5月の納期

固定資産税（第1期）・軽自動車税
納期限は6月1日です

5月は固定資産税第1期、軽自動車税の納期です。お手元に届きましたら納税通知書をご確認のうえ、早めに納付しましょう。



固定資産税とは？

*1月1日現在の所有者に課税されます

固定資産税は、土地・家屋・償却資産（事業用資産）を所有しているかたが課税対象となり、その固定資産の価格をもとに市町村が課税額を算定します。年の途中で所有者が変わったり、家屋を取り壊したりした場合でも、その年は1月1日現在の所有者に課税されることとなります。

なお、家屋を取り壊した場合、手続き及び現地確認をいたしますので、役場税務町民課へご連絡ください。

軽自動車税とは？

*4月1日現在の所有者に課税されます

軽自動車税は、軽自動車やオートバイなどを所有しているかたが課税対象となり、その車種などの標準税額をもとに市町村が課税額を算定します。

4月2日以降に売買などで所有者が変わっても、4月1日現在で所有しているかたが納税義務者となります。そのため、4月2日以降に廃車にした場合は、課税されますが、4月2日以降に新規購入した場合、その年は課税されません。

●問い合わせ／税務町民課（TEL 36-2114）

日高東部消防組合様似支署からお知らせ

「消火栓」や「防火水そう」付近は駐車禁止です！

「消火栓」や「防火水そう」などの消防水利は、消防自動車が給水しやすいように道路脇や歩道に設置されています。

火災発生時に、駐車車両があると消火活動の障害となるため、道路交通法で駐車が禁止されています。消防水利周囲には駐車されないよう、ご理解とご協力をお願いします。



道路交通法で駐車を禁止している場所（消防関係）

1. 消防水利の周辺

- (1) 消火栓から5メートル以内の部分
- (2) 消防用防火水そうの吸水口若しくは吸管投入孔から5メートル以内の部分
- (3) 消防用防火水そうの側端又はこれらの道路に接する出入口から5メートル以内の部分
- (4) 指定消防水利（プール、池、井戸、河川等）の標識が設置されている位置から5メートル以内の部分

2. その他

- (1) 消防用機械器具の置場（消防自動車等の車庫や消火用ホース格納箱等）の側端又はこれらの道路に接する出入口から5メートル以内の部分
- (2) 火災報知機から1メートル以内の部分
- (3) 駐車車両の右側の道路上に3.5メートル以上の余地がない場合



●問い合わせ／日高東部消防組合様似支署（TEL 36-2028）

6月1日は電波の日

総務省では6月1日を「電波の日」とし、6月10日までを「電波利用環境保護周知啓発強化期間」と定め、電波利用に関するルールの周知・啓発活動を行います。電波に関する困り事やご相談は、お問い合わせください。



石羽澤慶明さん

4月1日付で石羽澤慶明さんが、固定資産評価審査委員に委嘱されました。

固定資産評価審査委員の委嘱

会社を退職したときは年金の切替え手続きが必要です

20歳以上60歳未満のかたが会社を退職され、農業者、自営業者、学生、フリーター、無職等になった場合には、国民年金第1号被保険者（または第3号被保険者）への切替え手続きが必要です。役場の国民年金担当窓口で早めに手続きをお願いします。



●問い合わせ／北海道総合通信局（TEL 011-737-1009）



hokkaido ebooks で広報さまが見られます→『hokkaido ebooks』（ホッカイドウイーブックス）とは、インターネット上で、北海道の電子書籍を無料で閲覧できる、地域特化型電子書籍ポータルサイトです。



スマホアプリ マチイロで「広報さまに」を手軽に見られます！



iOS



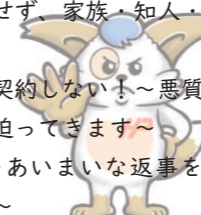
Android

5月は「消費者月間」です

悪質な販売業者・不用品回収業者等による特定商取引等事犯やお金を増やしたいかたをだまそうとする悪質商法が後を絶ちません。電話や訪問によるサービス紹介やお金がかからむ話はすぐに承諾しないことが重要です！！

悪質商法の被害にあわないための合言葉「悪質業者は、う・そ・つ・き！」

- 【う】 うまい話を信用しない！
～うまい話、絶対にもうかる話には、必ず大きな落とし穴～
- 【そ】 そうだんする！～ひとり判断せず、家族・知人・相談機関に相談を～
- 【つ】 つられて返事をしない！すぐに契約しない！～悪質業者は、言葉巧みにすぐ契約するように迫ってきます～
- 【き】 きっぱり！はっきり！断る！～あいまいな返事をせず、キッパリ！ハッキリ！断る！～



●問い合わせ／浦河警察署（TEL 0146-22-0110）

自動車免許更新時講習日程（5月・6月）

会場	区分	5月	6月
様似町中央公民館	優良	13日(水)	17日(水)
	一般	13日(水)	
	違反 初回		17日(水) 17日(水)
基幹集落センター(浦河町)	優良	7日(木)	3日(水)
	違反	7日(木)	3日(水)
	初回	7日(木)	3日(水)
浦河自動車学校	一般	27日(水)	24日(水)
えりも町福祉センター	優良	21日(木)	11日(木)
	一般		11日(木)
	違反 初回	21日(木)	

《講習時間》

優良…午後1時～午後1時30分【30分間】
 一般…午後2時～午後3時【1時間】
 違反…午後2時～午後4時【2時間】
 初回…午後2時～午後4時【2時間】

※事前に警察署で手続きをしないと講習を受けられません

自衛官募集

札幌地本アイドルモコ

自衛隊札幌地方協力本部 静内分駐所
(TEL)0146-44-2855

人権・行政合同相談

【日時】 5/20 (水)
13:00 ~ 15:00
【場所】 役場 1階 町民相談室

ひだか弁護士相談センター

◆**様似相談所開設日程**
【日時】 5/12 (火)・6/9 (火)
13:30 ~ 16:00
【場所】 役場 1階 小会議室
相談は無料。電話予約が必要です。
(TEL 0146-42-8373 平日 10:00 ~ 16:00)
申し込みされたかたは、相談時間までに役場 1階町民相談室へお越しください。

◆**近隣の相談所開設日程**
○**えりも相談所** (13:30 ~ 16:00)
【日程】 5/19・6/16
【場所】 えりも町役場
○**浦河相談所** (13:30 ~ 16:00)
【日程】 5/12・6/2
【場所】 浦河町役場
○**静内相談所** (13:00 ~ 15:00)
【日程】 5月 11・13・18・20・25・27
6月 1・3・8・10・15・17・22・24・29
【場所】 新ひだか町静内吉野町2丁目
ひだか弁護士相談センター

●**申し込み・問い合わせ**
札幌弁護士会ひだか弁護士相談センター
(TEL 0146-42-8373 平日 10:00 ~ 16:00)

個別相談会 (商工会)

【日時】 5/27 (水)
① 9:30 ~ 10:30 ② 10:45 ~ 11:45
【場所】 様似町商工会 会議室
【申込】 様似町商工会 (TEL 36-2416)
【締切】 5/22 (木) まで

定期的に点検しよう

10年経ったら交換しましょう

住宅用火災警報器 交換のおすすめ

高等学校生徒遠距離通学費補助の募集

町では、日高管内の高等学校へ通学している生徒のご家庭を対象に通学費(バス運賃)の補助をします。支給を希望されるご家庭は、次の内容をご確認のうえ、期日までに関係書類を様似町教育委員会(様似町中央公民館2階事務室)へ提出してください。

○対象者

- ①日高管内の高等学校に通学する生徒の保護者で町内に住所を有するかた
- ②町税及び国民健康保険税に未納のないかた

- ・保護者の所得制限はありません。
- ・生活保護受給者やほかの通学補助制度を利用しているかたは対象外となります。

○補助金の算出方法

補助にあたり、最も近隣の町の高等学校である浦河高等学校を基準校として上限額を定めています。

<通学費補助>

通学する生徒の最寄りのバス停などから基準校(浦河高等学校)までの通学費で、月額実費負担額(定期乗車券購入費)から1万円を引いた額を補助します。

ア…通学する日高管内すべての高等学校を対象としますが、補助金額は基準校(浦河高等学校)まで通った場合の算出金額を上限とします。

イ…1か月あたりの通学費が1万円以下の場合、対象外となります。

ウ…長期欠席などで定期券の有効期間内において、1か月の全日を欠席した場合や最終学年の3月など通学実態がない月分については支給しません。

○補助期間 高校在学期間の3年間

○提出書類・期日、支給日

区分	提出書類	提出期限	支給月
1回目	①遠距離通学費補助申請書(同封した申請書) ②通学定期券の写し(※) ③生徒手帳の写し(1回目のみ)	令和8年 7月24日(金)	4月~7月分 ⇒8月支給
2回目	上記1回目の①と②	令和8年 11月20日(金)	8月~11月分 ⇒12月支給
3回目	上記1回目の①と②	令和9年 3月19日(金)	12月~3月分 ⇒4月支給

※申請には、すべての通学期間の定期券の写しが必要ですので、使用済みの定期券は有効期限が過ぎても保管しておいてください。

○提出先 様似町教育委員会

○支給対象者の決定

様似町教育委員会で申請書などを確認し、対象者へ決定通知にてお知らせします。

●問い合わせ/教育委員会生涯学習課 (TEL 36-2521)

Vol.3 マイナンバーカードについて知ろう!



6 マイナンバーカードを紛失したときは

カードを紛失したり盗難に遭ったりした場合は、悪用を防ぐため、「一時利用停止」の手続きを行ってください。

STEP1: まずは電話で利用停止!

一時利用停止手続き電話番号: 0570-783-578 (365日 24時間)



STEP2: その後の手続き(見つからなかった・見つかった)

■カードが見つからなかった場合

カードの「再発行」手続きを行います。
2つの方法があります。

■カードが見つかった場合

税務町民課窓口で利用停止解除の手続きが必要です。

項目	①特急発行(お急ぎのかた)	②通常発行
発行期間	約1週間	約1か月
手数料	2,000円(申請時に支払い)	1,000円(受取時に支払い)
申請方法	本人が来庁(代理人不可)	窓口で申請書を受け取り申請
受取方法	原則、自宅に郵送※	後日、窓口で受け取り

※再発行申請後、元のカードが見つかっていても手数料の返金はできません。

●問い合わせ/税務町民課 戸籍係 (TEL 36-2112)

※特急発行の受取について
・顔写真付き身分証(免許証等)がある場合: 自宅へ郵送されます。
・顔写真付き身分証がない場合: カードは役場に届きます。後日、ご自宅に届く「本人確認用紙」を持って窓口へお越しください。

様似郵便局でマイナンバーカードの電子証明関連事務の手続きができます

■取扱郵便局・受付時間

様似郵便局(住所: 様似町錦町6番地の6) 午前9時から午後5時まで(土・日・祝日を除く)

■郵便局の窓口で手続きできるもの

①電子証明の発行・更新

マイナンバーカードに搭載されている電子証明書は、カード発行日から5回目の誕生日を有効期限として、更新手続きが必要となります。更新手続きは有効期限の3か月前から可能です。更新の対象となるかたには事前に国から水色の封筒で「有効期限通知書」が送付されますので、ご確認ください。

■手続きできるかた

様似町に住民票があるかた

■手続きに必要なもの

本人のマイナンバーカード(電子証明書の手続きには暗証番号の入力も必要になります)

②暗証番号の初期化(設定している暗証番号がわからなくなった場合)

- 署名用電子証明書暗証番号(6~16桁の英数字)
- 利用者証明用電子証明書暗証番号、住民基本台帳用暗証番号、券面事項入力補助用暗証番号(数字4桁)

○本人と一緒に法定代理人が同行する場合には以下の書類も必要となります

- ・法定代理人の顔写真付き本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)
- ・代理権を称する書類

※同一世帯の親権者は不要です(戸籍謄本、登記事項証明書等)



- 注意** ・郵便局では本人申請のみの手続きができます(15歳未満のかたと成年被後見人のかたは本人と一緒に法定代理人や親権者の同行が必要です)
- 事項** ・任意代理人による手続きは郵便局ではできませんので、税務町民課戸籍係の窓口までお越しください

●問い合わせ/税務町民課 戸籍係 (TEL 36-2112)

様似町空き家解体費支援事業補助金について

近年、適切に管理されず放置された空き家が、倒壊などにより、周囲に深刻な影響を及ぼす事態が全国的に発生しています。

町では、このような状況を未然に防ぎ、安全で安心な住環境の整備を進めるため、町内に所在する空き家の除却に必要な費用の一部を補助します。



対象者

- 町内に空き家を所有しているものまたは、空き家の相続人となるもの
- 町税等を滞納していないもの
- 暴力団員でないもの

補助金額

- 空き家解体工事に要する事業費の2分の1
上限金額 1,500,000円
(補助金額の1,000円未満を切り捨て)

補助の対象工事等

- 町内施行業者が施行する解体工事であること
- 補助金対象の空き家を全部解体し撤去すること(一部解体は対象外)
- 所有者が複数いる場合は、所有者全員から同意が得られていること
- 抵当権が設定されていない空き家であること
- 公共事業の補償対象になっていないこと
- 併用住宅にあたっては、居住部分のみ対象(店舗のみは対象外)
- 補助金の交付は、同一年度内において1人につき原則1回限り

申請方法

- 空き家の位置図、空き家等の解体前の写真
- 空き家の解体工事費の見積書
- 空き家の登記事項証明書
- 誓約書兼同意書(空き家の所在及び所有に関する事項及び町税等の滞納調査)
- 委任状(申請手続きを代理人が行う場合)
- 状況に応じて、別途書類をご用意いただく場合があります

補助制度の内容や空き家についてお困りの際は、お気軽にご連絡ください。

●問い合わせ/税務町民課生活環境係 (Tel 36-2112)

様似町高齢運転者免許自主返納支援事業について



町では、高齢者による交通事故の減少を図るとともに、運転免許証を返納しやすい環境作りを行っていくために、運転免許を自主返納した高齢者のかたへ「地域商品券(セーフティクーポン)」1万円分を支給いたします。



対象者

- ①様似町の住民基本台帳に記録されているかた
- ②満65歳以上のかた
- ③令和8年4月1日以降に運転免許証を自主返納したかた

申請方法

必要書類を持参のうえ、役場1階の税務町民課窓口へお越しください。

必要書類

- 以下のいずれか
- ・運転経歴証明書写し
 - ・運転免許の取り消し通知書の写し

支給について

申請書類等を確認後、後日郵送などでご自宅へお届けします。



不明点や、免許返納についてのご相談はお気軽にご連絡ください。

●問い合わせ/税務町民課生活環境係 (Tel 36-2112)

狂犬病予防接種と新規畜犬登録のお知らせ

令和8年度の狂犬病予防接種と新規畜犬登録を行います。犬を飼われているかたは必ず予防接種を受けましょう。
※ペットは大切な家族の一員です。愛犬を狂犬病から守るためにも必ず予防接種を受けましょう。



■ 狂犬病予防接種日程表

月 日	実施場所	時 間
6月9日(火)	鶴苫住民センター前	8:50 - 9:20
	西町生活館前	9:30 - 9:40
	旧西様似駅跡地前	9:50 - 10:00
	畜産センター前	10:10 - 10:20
	港町生活館前	10:30 - 10:40
6月10日(水)	漁村センター前	10:50 - 11:20
	八森商店前	8:50 - 9:10
	栄町団地入口	9:20 - 9:30
	栄町ふれあいセンター前	9:40 - 10:00
6月11日(木)	中央公民館前	10:10 - 10:40
	旧日本電工会館前	10:50 - 11:10
	田代研修センター前	9:00 - 9:35
6月12日(金)	(株)カドワキ前広場	9:55 - 10:55
	緑町生活館前	11:00 - 11:30
	平宇生活館前	9:00 - 9:10
	東平宇生活館横	9:20 - 9:30
	冬島生活改善センター前	9:40 - 10:00
幌満コミュニティーセンター前	10:15 - 10:25	
旭生活館前	10:30 - 11:00	

往診は、6月9日(火)～12日(金)12:30-13:30に行います。

※お住まいの地区で受けられない場合は、他の地区で接種してください。

料 金 注射料 3,240円(年1回) ※おつりのないようにご用意ください
往診料 1,000円(1回) ※会場以外で接種するかた
持ち物 飼い主へ送付しているハガキ(四折り)
注 意 会場以外での予防接種は往診料を徴収します。また、会場で飼主が飼犬を押さえられない場合は、後日往診することとして往診料を徴収します。

往診希望のかたは役場税務町民課生活環境係(Tel 36-2112)まで連絡してください。

飼犬には登録、異動の届出が必要です。

まだ、犬の登録をしていないかたや、新しく犬を飼ったかた、または飼っていた犬が亡くなったかたは、役場税務町民課生活環境係(Tel 36-2112)へ届け出をお願いします。(電話でも受付をしております。)

登録されたかたへは、狂犬病注射の案内やその他、畜犬に関する情報等をお送りします。

登録料 1頭3,000円(生涯1回)

※室内で飼っている犬も登録と予防接種が必要です!!

●問い合わせ/税務町民課生活環境係 (Tel 36-2112)